

鳥取市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第14号

鳥取市個人情報保護条例の一部を改正する条例

鳥取市個人情報保護条例（平成14年鳥取市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第40条第2項及び第3項中「作成」の次に「及び送付」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。